



士別ロータリークラブ会報

創立1960・3・24 RI第2500地区

vol. 37 №.2673

2018～2019年度 国際ロータリーテーマ
インスピレーションになろう

2018～2019年度RI会長 バリー・ラシン



■RI HP <https://www.rotary.org/ja>
■士別RC HP <http://www.douhoku.jp/shibeturc/>

2018～2019年度士別ロータリーのスローガン

「紡ぎ合う 互助の力で 未来へ」

写真／村中信行氏

- 例会場／士別グランドホテル
 - 例会日／毎週月曜日 12:10～13:10
 - 事務所／士別グランドホテル TEL:(0165)23-1234
 - 会長／佐藤元保 ■副会長／奈良康弘
 - 幹事／穴田俊昭
- (令和元年)

今日のプログラム 第2757回例会 2019年6月3日(月)…<普通例会・理事会>

■ 5月 27 日の記録 ■ <夜間例会>

- 司 会 大橋直幸 副会場監督
- 齊 唱 それでこそロータリー
- 本日の出席 会員46名中 出席者46名 出席率100%
- 本日の欠席

- メークアップ
- ゲスト
- ビジター
- ニコニコBOX 千葉智恵子 様(千葉繁夫会員死去により葬儀終了御礼として)

累計231,000円

例会予定

■6月の例会…《ロータリー親睦活動月間》

- 6月3日(月)／例会・理事会
- 6月10日(月)／例会
- 6月17日(月)／例会
- 6月24日(月)／夜間例会

■7月の例会

- 7月1日(月)／例会・理事会
- 7月8日(月)／例会
- 7月15日(月)／休会(法定休日：海の日)
- 7月22日(月)／例会
- 7月29日(月)／夜間例会

■会務報告…………佐藤元保 会長

当クラブ2013～2014年度会長の千葉繁夫会員が、去る5月20日76才をもって逝去され、22・23日になかむら斎場さくらホールで葬儀が執り行われました。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。また本日、喪主千葉智恵子様が御礼のご挨拶に来られました。皆様方々くれぐれも宜しくのことです。

先の例会でお話し致しました士別グランドホテル常務取締役支配人 日塔剛敏氏の入会について、異議がございませんでしたので、来る6月3日、6月の第1例会で入会式を行います。

5月は「皐月」「五月」「早月」などと書いても「さつき」と読みますが、この時期に田に苗を植えることから「早苗月」とも言われ、この呼称になったそうです。今年は良い天気が続いており、田植えも順調に進んでおります。出来秋を期待したいものです。

■幹事報告…………穴田俊昭 幹事

1. 名寄ロータリークラブ長谷川良雄会長及び定木孝市朗実行委員長様より「60周年記念パーティー」終了のお礼が届いております。
2. 士別市子ども会育成連絡協議会より「第23回しべつわんぱくフェスティバル」に際しましてのお礼が届いております。
3. 6月23日(日曜日)スロバキア国立オペラ2019士別公演の前売券がまだたくさんあります。1枚2,000円です。今日締め切れますので、希望者の会員は穴田までお願い致します。
4. 2019-2020年度のロータリー手帳が2冊あります。ご希望の会員は穴田までお願い致します。1冊648円となっております。
5. 次年度の行事となりますが、当クラブにて士別市に対しまして、つくも水郷公園管理棟正面に時計を寄贈する計画で現在進めております。次年度ガバナー事務所へ補助金の申請を5月22日に送付しております。結果につきましては次年度に入るとと思いますが、補助金に関してはまだ決定しておりません。今後、進捗状況につきましては随時報告をさせて頂きます。

■親睦活動家族委員会…………菊地昭通 委員長

本日、名札入れに今年度の最終夜間例会のご案内を差し上げました。最終の夜間例会は親睦活動家族委員会が担当で、会員の方は無料で家族の方のみ2,000円の会費となっております。また2次会については参加者1名あたり2,000円かかりますので、宜しくお願い致します。例年通り家族の方を呼んでお食事を堪能して頂き、1年間の労をねぎらってもらうという感じですが、多くの方の

ご出席をお願い致します。アトラクション等は今回はありません。食事のみでお話しして頂きたいと思います。6月10日(月)までに出欠表を出して頂きたいと思います。

■卓話(5/13)…社会福祉法人 士別市社会福祉協議会 士別地域成年後見センター 米 谷 祐 子 様



今日は士別地域成年後見センターの役割についてお話をさせて頂き成年後見制度とはどういう内容なのか、どういう事例で使っているのか、どのようなことをしているのかお話しさせて頂きます。

家庭裁判所のデータをみると、士別市内において成年後見制度を利用されている方は高齢者・障害者含めて50人近くおります。これから高齢化・過疎化・各核家族化する中で、高齢者や障害者でこの制度を利用する必要のある方は、今後益々増えていくものと考えられます。

成年後見制度は平成12年4月1日に介護保険制度がスタートと同時に始まりました。どのような方を対象にどのような支援を行うのか、具体的な事例を紹介しながらお話しいたします。

一つ目に一人暮らしで身寄りがない認知症の高齢者が地域で暮らしていくには、様々な支援が必要になってきます。在宅で生活されている方であれば、介護保険の認定やヘルパー・ディーサービスの利用契約、利用料の支払い、家賃、光熱水費の支払い、病院受診や入院の手続き、医療費の支払い等があります。施設に入る場合は、症状に応じた適切な施設の選択と入所の契約・施設利用料の支払い等があります。施設に入る時に身寄りのない方は入れませんと断られるケースもありますが、施設側としては誰か責任を取ってくれる方がいないと入所出来ない施設は未だに多いという状況です。たくさん財産がある場合においても、この財産は施設に預けられないので成年後見人がついた場合は、利用契約や大きな財産の管理をしなくてはなりません。以前市内の店の中で倒れて救急車で運ばれた高齢者さんが、病院の搬送先で寝たきりになり在宅に戻れない方が実は身寄りがないという状況でした。そこで申し立てをする人もいないので市長が申し立てをして弁護士さんに後見人になって頂き、入所契約をして住んでいた借家を引き払い借金等も返済してくれて、その方は後見人さんのお陰で、今は安心して施設で暮らしているという状況の方がいます。(…次号に続く)